

1 感染拡大予防のための基本事項

換気の徹底

- ・ 常時または毎時2回以上の換気

人との距離の確保

- ・ 2mを目安に最低でも1m以上確保
- ・ 一席開けての着席

マスクの着用

- ・ 通学時、キャンパス内は必ずマスク着用
- ・ 不織布マスクを推奨

手洗い、消毒の徹底

- ・ 石鹸と流水による手洗いの励行
- ・ 手指の消毒

検温、健康管理

- ・ 通学前の健康チェック
- ・ 体調不良の際は自宅待機

2 対面授業について

(1) 対面授業実施にあたっての留意事項

■ マスク着用による授業運営

- ・ 担任者および学生はマスク着用のうえ、授業を実施・受講する

■ 基礎疾患等による配慮申請

- ・ 詳細はインフォメ「お知らせ」を確認

■ 新型コロナ関連による授業の欠席

- ・ 新型コロナに関連する欠席は欠席届の対象とする
- ・ 欠席者に対する学習内容の提供や配慮は担任者に一任する

(2) 教室、体育館等の利用

■ 教室配当

- ・ 原則、「試験定員以下」の基準で教室配当
- ・ 「対面授業実施におけるチェックリスト」に基づき、感染予防策を講じて授業運営を行う
- ・ 教卓設置の消毒セットを適宜活用の上感染予防を行う

■ 体育館、グラウンド等の実技

- ・ 少人数、距離を確保する等、可能な限り感染リスクを低減して実施

3 感染の疑いがある場合などの対応について

※巻末には場合分けした手続きフローがあるので要確認

発熱などの症状がある場合

- ・ 自宅で健康観察を実施する
- ・ 症状に基づき、医療機関等に相談し適切に対応する

新型コロナと診断された場合

- ・ 治癒するまで授業への出勤は停止
- ・ 保健管理センターHP「[罹患者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡する



濃厚接触者となった場合

- ・ 濃厚接触者となった日から自宅待機する
- ・ 「[濃厚接触者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡する



学生から体調不良の申し出があった場合

- ・ 帰宅または最寄りの窓口に行くように指示
- ・ [学生マニュアル](#)を参照するように指示

学生の感染が判明した場合、または学生が濃厚接触者となった場合

- ・ 学生がコロナに感染した場合や濃厚接触者となった場合には、出席停止となる
- ・ 担任者には、特段の対応がある場合を除き、感染または濃厚接触者となった学生の情報に関する通知は行わない
- ・ 通学が可能となった日以降に、欠席届が提出される
- ・ 欠席期間の学習内容の提供や配慮は担任者に一任する

【参考】 [感染予防マニュアル（学生用）](#)



対面授業における感染拡大予防マニュアル
(教員用)

関西大学

Ver. 9 (2022年8月2日更新)

はじめに

関西大学では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2020年1月に「新型コロナウイルス感染症に関する対策本部会議」を設置し、感染拡大防止策を検討・実施してきました。本「対面授業における感染拡大予防マニュアル」は、対面授業の実施に関して留意してほしい事項を取りまとめたものです。

対面授業を実施する全ての皆さんは、本マニュアルを参照のうえ、新型コロナウイルス感染拡大予防に十分に留意いただきますようお願いいたします。なお、本マニュアルのほか、各キャンパスや各施設が独自に定めるガイドラインやマニュアル等がある場合には、それも併せて確認してください。

1 感染拡大予防のための基本事項

(1) 換気の徹底

- ・ 各施設では、常時または毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開）窓を開放して換気を行ってください。天候や利用用途により常時窓を開放することが難しい場合には、可能な範囲での窓の開放や換気装置を用いた換気に努めてください。
- ・ 各施設では、扉の開放に努めてください。扉の開放が利用用途に支障をきたす場合は、毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開）扉を開放して換気を行ってください。
- ・ 冷暖房装置を使用する場合にも、上記の換気を徹底してください。

(2) 人との距離の確保

- ・ 人と人の距離は、2mを目安に、最低でも1m以上を確保してください。
- ・ 会話をする際には、真正面を避け、飛沫がかからないように工夫してください。
- ・ 座席に着席する場合には、一席ずつ空けて座るなど可能な限り距離を確保してください。
- ・ エレベータは、利用者間の距離を1～2m確保して使用してください。乗っている間は会話を控え、密閉、密集、密接の3密を避けてください。

(3) マスクの着用

- ・ 通勤時、キャンパス内および授業中は、必ずマスクを着用してください。
- ・ マスクは汚損や紛失する可能性がありますので、予備も準備してください。
- ・ 着用するマスクは、飛沫防止の観点から、不織布マスクを推奨します（ウレタンマスクは、吐きだし飛沫量を50%程度しか捕集できないため推奨しません）。
- ・ 授業中、マスク着用により学生が聴き取りにくい場合には、適宜マイクを使用してください。また、学生から2m以上離れて授業を行ってください。

- ・ 聴覚障がいの学生など、授業担任者の口の動きを見る必要がある場合には、オンデマンド配信授業を活用するなど、可能な限り配慮をしてください。
- ・ 熱中症予防等の観点から、屋外で人と十分な距離（2 m 以上）を確保できる場合にはマスクを外しても構いません。屋内外におけるマスク着用の判断については、厚生労働省「[屋外・屋内でのマスクの着用について](#)」を参考に、ご自身の体調や周囲の状況を踏まえて、適宜、柔軟に判断を行い、熱中症の予防等に努めてください。

(4) 手洗い、消毒の徹底

- ・ 正門およびすべての建物の入口にアルコール消毒液を設置しますので、手指を消毒してから入館してください。
- ・ 自宅等からキャンパスまでの間、休み時間、昼食の前など、石けんと流水による手洗いを励行してください。
- ・ 複数の人の手が触れる箇所は、施設管理業者などが最低1日1回の拭き掃除を実施しますが、完全な消毒はできませんので手洗いを励行してください。

(5) 検温、健康管理

- ・ 通勤前に自宅で体温を確認し、健康状態をチェックしてください。
- ・ 体調不良の場合は、キャンパスへの入構はできません。
- ・ 詳細は、本マニュアル「3 感染の疑いがある場合の対応について」を参照し対応してください。

2 対面授業の運営について

(1) 対面授業実施にあたっての留意事項

- ・ 通勤の際は、混雑が予想される時間帯を避けるなど、感染予防に留意してください。
- ・ 担任者および学生はマスクを着用のうえ、授業を実施・受講する環境を整備してください。マスクを持っていない場合には、学内（生協等）でも購入することができます。
- ・ 次のとおり、学内で遠隔授業を受ける場合やデバイス等が充電できる自習スペースを設置します。キャンパスによっては、自習スペースが曜日・時限ごとに異なりますので留意してください。

キャンパス	学舎・建物	自習スペース
千里山キャンパス	第1学舎（1号館）	千里ホールA・B
	第2学舎（4号館）	BIGホール100
	第3学舎（4号館）	ソシオAV大ホール
	第4学舎（3号館）	3401～3403教室
高槻キャンパス	C棟・E棟	BYOD教室（TC206） コミュニティ・ルーム スタディ・ルーム
高槻ミューズキャンパス	西館	自習室、各階オープンスペース
堺キャンパス	A棟・B棟	日によって変わるため、キャンパス内にて掲示します

- ・ 基礎疾患を有するなどの学生および授業担任者には、配慮申請手続きにより可能な限り配慮します。詳細はインフォメーションシステム「お知らせ」を確認してください。
- ・ 学外で実習、フィールドワーク等を行う場合には、利用施設等が定める感染防止マニュアルに従って実施してください。なお、必要に応じて規模や内容の変更が可能な場合には、少人数での実施や混雑する時間帯の移動を避けるなど可能な限り感染拡大のリスクを低減しながら実施してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症関連による授業欠席は、当面の間、「欠席届」の対象として取り扱います。以下①～⑤による欠席者は、「欠席届（新型コロナウイルス感染症関連）」を授業担任者に提出し、欠席した授業の配慮を申し出ますので、学習内容の提供や各種提出物の締切の配慮などをお願いします。
 - ① 学生本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合
 - ② 保健所により濃厚接触者と判定され、自宅待機等を指示された場合（同居家族等が濃厚接触者の場合を含む）
 - ③ 発熱や風邪症状があった場合
 - ④ ワクチン接種日
 - ⑤ ワクチン接種後に副反応等があった場合

(2) 教室の利用

- ・ 対面授業を実施するにあたり、教室は原則として「試験定員（一定の間隔を空けて着席できる人数）以下」の基準で配当します（文部科学省 [「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～](#)」を参考に柔軟に対応します）。
- ・ 授業運営における留意点を示した「対面授業実施におけるチェックリスト」を教卓に配置しています。各時限の授業開始時に確認し、学生とともに感染予防策を講じたうえで対面授業を実施してください。
- ・ 学生が着席する際、可能な限り距離を確保し、対面とならないように指示してください。なお、座席指定する場合にも、可能な限り距離を確保し、対面とならないように指示してください。
- ・ 授業担任者は、学生の健康管理に留意してください。授業中に体調不良の学生の存在に気付いた場合、または学生からの申し出があった場合には、本マニュアル「3(4) 学生から体調不良等の申し出があった場合」を参照し対応してください。
- ・ 講師控室や各教室にはマイク、AV 操作スイッチ等の消毒用に消毒セット（消毒スプレー、ペーパータオル、ビニール手袋、ごみ袋）を設置しています。授業担任者は、必要に応じて機器の使用前後に消毒を行ってください。消毒作業にて発生したペーパータオルやビニール手袋のごみは、消毒セットに入れているごみ袋にまとめて最寄りのごみ箱に捨ててください。
- ・ 実習・実技や発話等が必要な授業は、少人数で実施、十分に距離を空ける、状況に応じてフェイスシールドを使用するなど可能な限り感染拡大のリスクを低減して実施してください。近距離で接触する場面が多い活動、向かい合っでの発話においても、少人数で実施、十分に距離を空ける、状況に応じてフェイスシールドを使用するなど可能な限り感染拡大のリスクを低減して実施してください。
- ・ PC 設置教室には、代替教室がないため飛沫感染防止の観点からパーティションを設置しています。
- ・ PC 設置教室には、除菌シートを配置していますので、学生には、間接的な接触感染防止のため、着席時に各自机やキーボードなどを拭くよう指示してください。なお、使用済みの除菌シートは、使用者が必ず廊下に設置してあるゴミ箱に捨てるよう指示してください。
- ・ PC 設置教室の利用にあたっては、入退室時の手洗い、マスク着用を徹底してください。なお、マウスやヘッドセットなど授業担任者が持参したのもも接続可能です。

(3) 体育館、グラウンド等の利用

- ・ 体育館、グラウンド等で体育の実技等を行う場合は、可能な限り感染拡大のリスクを低減しながら、なるべく少人数で、十分な距離を空けて授業を実施してください。密集する運動や近距離で接触する場面が多い活動、向かい合っでの発話は極力避けてください。
- ・ 屋内においては、多数の学生が集まり、呼気が激しくなるような運動等は避けてください。
- ・ 使用する用具等は、学生間で不必要に使いまわしをしないこととします。
- ・ 更衣については、更衣室に入室する人数やロッカー等の使用を制限します。各施設の利用にあたっては、独自に定めるマニュアル等の指示に従ってください。
- ・ その他、[「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」](#)および[スポーツ庁、スポーツ関係団体のガイドライン](#)を参考に必要な取り組みを行います。

3 感染の疑いがある場合などの対応について

(1) 本学の学生や教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

- ・ 本学の教職員、学生が新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、「本学の教育職員、学生及び生徒等に感染者が生じた場合の措置」に基づき、公的機関と協力のうえ、対応します。
- ・ また、学生又は教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、公的機関と当該学生又は教職員の症状の有無、学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業の必要性について、公的機関と十分相談のうえ、実施の有無、規模及び期間を判断します。対応は、ホームページ等で速やかにお知らせします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症となった学生が履修する科目の担任者には、当該科目の取り扱いの変更を依頼する場合には速やかに通知します。保健所において感染の拡大の可能性がないと判断された科目の担任者には特段の通知は行いませんので、引き続き感染防止策を講じつつ授業等を継続いただきますようお願いします。
- ・ なお、学生が新型コロナウイルス感染症となった場合や濃厚接触者となった場合には、保健管理センター事務室に報告することとし、出席停止期間終了後に「欠席届」が担任者に提出されます。「欠席届」提出の前に、感染した学生や濃厚接触者となった学生から担任者に欠席等の個別連絡があった場合には、保健管理センター事務室への報告の有無も確認いただきますようお願いします。

(2) 授業担任者が発熱などの症状がある場合（文末フロー①参照）

- ・ 発熱が続く場合や次の症状がある場合は、かかりつけ医や地域の身近な医療機関に電話で相談し、その指示に従ってください。相談する先がわからない場合や夜間・休日には、「新型コロナ受診相談センター」にすぐ相談してください。また、学内での感染防止の観点から、自宅にて待機いただくとともに、キャンパス入構を控えていただくようお願いします。
- ・ 自宅待機開始日から医療機関での受診日及び受診日の翌日以降の療養期間については、次の(3)の場合を除き、年次有給休暇等を取得することとします。

(3) 授業担任者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、または濃厚接触者に特定された場合（文末フロー②③参照）

- ・ 大学が感染状況を把握するため、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、保健管理センターHP [「罹患者報告フォーム」](#) を通じて速やかに連絡してください。

- また、濃厚接触者と判定された場合には、保健管理センターHP「[濃厚接触者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。なお、連絡報告による情報は、第三者への開示をいたしません。
- 新型コロナウイルス感染症となった場合や濃厚接触者に特定された場合は、保健所からの指示に従ってください。健康状態に関する経過確認を行います。
- 濃厚接触者となった場合において、家庭内感染の際には、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）または当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、それ以外の感染の場合には、当該感染者との接触日を0日目として、いずれも5日間自宅待機（6日目解除）とします。また、待機終了後も発症の可能性があることから、上記0日目に当たる日から7日間は必ず健康観察（検温や咳などの症状の確認）を行ってください。
- ただし、所管官庁等の通知により、上記0日目に当たる日から2日目及び3日目の抗原定性検査キット（[抗原定性検査キットは薬事承認されたもの](#)）を必ず用いること）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から自宅待機の解除が可能です。学内の感染拡大防止を最優先に考え、できる限り原則の待機期間を遵守してください。
- 自宅待機期間の取り扱いについては、お住まいの自治体により異なる場合があります。必ず、地域の「新型コロナ受診センター」もしくは保健所に確認をしてください。
- 感染による治療期間〔陽性判定までの自宅待機期間及び治癒後から就業制限が解除されるまでの期間を含む〕又は濃厚接触者判定を受けた場合の自宅待機期間は、特別有給休暇として取り扱いますので、「諸届」に診断書又は公的機関から証明書等が交付されている場合はその写を添えて所属長へ提出してください。
- 感染から治癒した後に出勤可能となる日は、就業制限が解除された日からとします。

(4) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で接触確認通知を受けた場合（文末フロー④参照）

- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で陽性者との接触確認通知を受けた場合には、COCOA内のナビゲーションに従って情報入力を行ってください。具体的には、「陽性者との接触確認」画面のスクリーンショットを保存して、発熱や風邪症状があるのか、2週間以内に家族や友人等で感染者や発熱者が出現したか等、ナビゲーションに従って情報を入力してください。
- 最寄りの相談窓口（保健所等）が確認できた場合には、連絡し指示を受けてください。PCR検査の受検指示があった場合には必ず受検し、結果が陽性だった場合には、保健センターHP「[罹患者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。
- 相談窓口（保健所等）からの指示がない場合には、原則として、体調不良者を除き、通勤前における自宅での検温に問題がなければ通常どおり授業に出席してください。

- ・ 体調不良の場合には、「3（2）発熱などの症状がある場合」を確認してください。

(5) 学生から体調不良等の申し出があった場合（[学生用マニュアル参照](#)）

- ・ 授業中に体調不良の学生の存在に気付いた場合、または学生からの申し出のあった場合には、最寄りの事務窓口等に行くよう指示してください。最寄りの事務窓口等は以下のとおり対応します。なお、動けない等、症状が重い状態であれば、保健管理センターが往診対応します。
 - ① 学籍番号、氏名を確認する。
 - ② 保護者に連絡するよう指示する。
 - ③ 帰宅中もしくは帰宅後に、3（2）①～④に示したような体調の悪化があった場合には、「新型コロナ受診相談センター」に連絡するよう伝える。
 - ④ 帰宅後は、医療機関に通う等以外の不要・不急の外出は避け、自宅で療養するよう伝える。
 - ⑤ 帰宅後、体調不良が続く場合は、かかりつけ医や近隣の開業医を受診することを指示する。
 - ⑥ 体調不良の症状がなくなった後の登校再開日については、医師の指示を仰ぐよう伝える。
 - ⑦ マスクを着用して帰宅するよう指示する。
 - ⑧ 公共交通機関を利用し帰宅させる。
 - ⑨ 本人の症状が重く、公共交通機関での帰宅が困難と判断されるときは、保護者の車やタクシー（自己負担）で帰宅させる。

(6) 学生が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、または濃厚接触者に特定された場合（[学生用マニュアル参照](#)）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認された学生は、入院または自宅等による療養となります。新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法施行規則第18条第2項の定める第一種感染症とみなされ、学校保健安全法第19条により出席停止となります。
- ・ 感染者の濃厚接触者と判定された学生も出席停止となり登校できません。感染者の濃厚接触者と判定された場合の出席停止期間は、公的機関からの指示に従うこととします。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の場合による授業欠席は、当面の間、「欠席届」の対象として取り扱います。次の①～⑤による欠席届の発行手続きには保健管理センターへの必要事項の報告または「ワクチン接種の証明書」が必要となります。詳細な手続き方法は「[対面授業における感染拡大予防マニュアル（学生用）](#)」に記載しています。

- ① 学生本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ② 保健所により濃厚接触者と判定され、自宅待機等を指示された場合（同居家族等が濃厚接触者の場合を含む）
- ③ 発熱や風邪症状があった場合
- ④ ワクチン接種日
- ⑤ ワクチン接種後に副反応等があった場合

(7) キャンパス内の消毒

- ・ 学生や教職員の感染が判明した場合には、保健所等と連携し、当該感染者が活動した室内や器具・物品等の消毒を行います。

4 本件に関する問い合わせ

- ・ 本件に関する照会や質問は、新型コロナウイルス感染症に関する対策本部事務局 (fall2020@ml.kandai.jp) にお問い合わせください。

以 上

(2020年8月6日 初版)
(2020年9月17日 更新)
(2020年10月27日 更新)
(2020年11月17日 更新)
(2021年1月14日 更新)
(2021年3月9日 更新)
(2021年9月29日 更新)
(2022年3月28日 更新)
(2022年8月2日 更新)

① 「体調不良」となった場合

体調不良

- 不要不急の外出を避け、自宅で健康観察を実施する

必ずかかりつけ医や身近な医療機関を受診*

感染の疑い

あり

PCR検査等

感染の有無

陽性

保健所や医療機関等の指示に基づき療養

保健管理センターに連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健管理センターHP「[罹患者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。



治癒し、出勤可能となる

「諸届」に診断書又は公的機関から証明書等が交付されている場合はその写を添えて所属長へ提出する

自宅待機～感染判明までの期間は「特別有給休暇」を付与

*相談する先が分からない場合や夜間・休日は、以下の[新型コロナ受診相談センター](#)に相談してください。

吹田市保健所	06-7178-1370
高槻市保健所	072-661-9335
堺市保健所	072-228-0239
大阪市保健所	06-6647-0641

なし

医療機関の指示に従い行動

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

陰性

医療機関の指示に従い行動

【自宅待機期間】

医師の診断により出勤可能となった前日まで。
※濃厚接触者の場合、原則5日間の待機となりますが、[指定の抗原検査キット](#)による検査で陰性を確認した際には待機期間が短縮となることがあります。詳細は、マニュアルP.7を参照してください。

【勤務の取り扱い】

自宅での健康観察期間終了後、健康観察用紙および診断書を提出する。保健管理センター医師は提出書類を確認のうえヒアリングを実施する。その結果に基づき、自宅での健康観察期間は「特別有給休暇」を付与。

②新型コロナウイルス感染症と診断された場合

教職員用

新型コロナウイルスと診断された

治癒するまで出勤停止

(この間の勤務の取り扱いは特別有給休暇を付与)

保健管理センターへ感染判明の連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健管理センターHP「[罹患者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。



治癒するまで出勤停止

- 必ず保健所からの指示に従い療養を行ってください。

治癒し、出勤可能となる

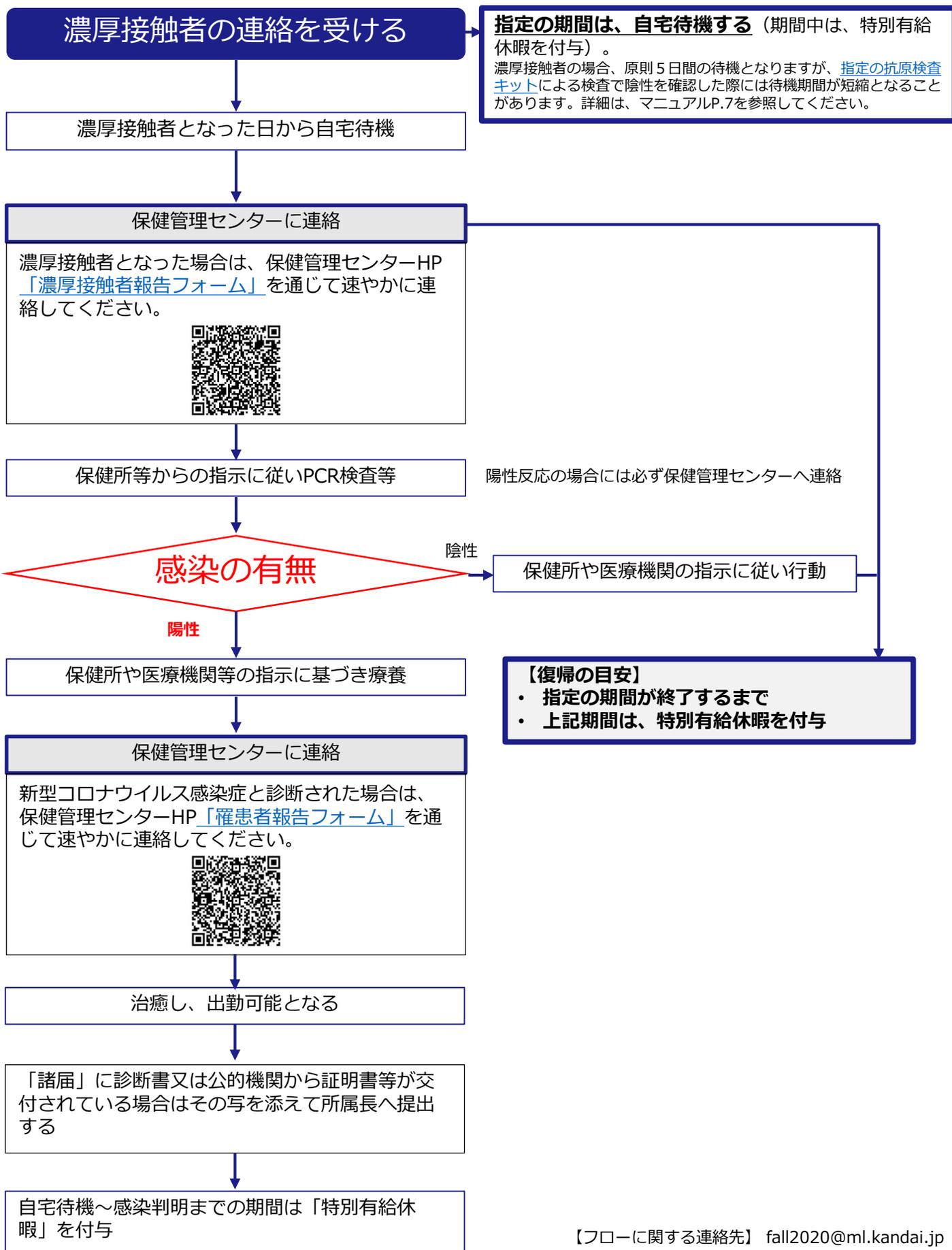
- 保健所から就業制限が解除となる日を確認してください。
- 所属長へ就業制限が解除される日を報告してください。
- 就業制限が解除される日までは、引き続きキャンパスへの出勤は控えてください。

「諸届」に診断書又は公的機関から証明書等が交付されている場合はその写を添えて所属長へ提出する

- 所属長の指示に従って手続きを行ってください。(大学専任教員については手続不要)

自宅待機～感染判明までの期間は「特別有給休暇」を付与

③ 「濃厚接触者」 となった場合



濃厚接触者の連絡を受ける

指定の期間は、自宅待機する (期間中は、特別有給休暇を付与)。
濃厚接触者の場合、原則5日間の待機となりますが、[指定の抗原検査キット](#)による検査で陰性を確認した際には待機期間が短縮とすることがあります。詳細は、マニュアルP.7を参照してください。

濃厚接触者となった日から自宅待機

保健管理センターに連絡

濃厚接触者となった場合は、保健管理センターHP [「濃厚接触者報告フォーム」](#)を通じて速やかに連絡してください。



保健所等からの指示に従いPCR検査等

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

感染の有無

陰性

保健所や医療機関の指示に従い行動

陽性

保健所や医療機関等の指示に基づき療養

【復帰の目安】
• 指定の期間が終了するまで
• 上記期間は、特別有給休暇を付与

保健管理センターに連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健管理センターHP [「罹患者報告フォーム」](#)を通じて速やかに連絡してください。



治癒し、出勤可能となる

「諸届」に診断書又は公的機関から証明書等が交付されている場合はその写を添えて所属長へ提出する

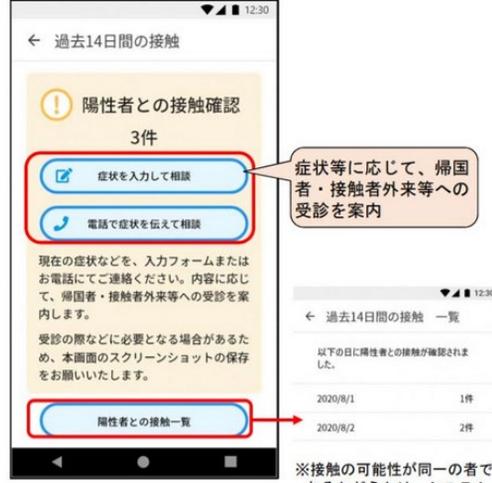
自宅待機～感染判明までの期間は「特別有給休暇」を付与

④ 「COCOA」で陽性者との接触通知を受け取った場合

COCOA接触者通知を受ける

原則として、体温確認および健康チェックで異常がなければ、授業に出勤しても構いませんが、保健所等、最寄りの相談窓口に連絡し、自宅待機等の指示を受けた場合には、その指示に従ってください。

「陽性者との接触確認」画面のスクリーンショットを保存（受診の際に必要な場合がある）



COCOAのナビゲーションに従って情報の入力

- 発熱や風邪症状等があるか？
- 2週間以内に家族や友人等で感染者や発熱や風邪症状等が出現した人があるか？ 等

最寄りの相談窓口（保健所等）が確認できた場合は連絡し、指示に従う

吹田市保健所 06-7178-1370 高槻市保健所 072-661-9335
堺市保健所 072-228-0239 大阪市保健所 06-6647-0641

保健所等の指示に従いPCR検査等

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

感染の有無

陰性

医療機関や保健所等の指示に従い行動

陽性

自宅待機など具体的な指示がある場合

② 「感染者」となった場合のフローへ

【復帰の目安】

- 指定期間が終了するまで
- 上記期間は、特別有給休暇を付与